

2 保育ニーズへの対応 (受入枠確保への取り組み)



2 保育ニーズへの対応（受入枠確保への取り組み）

保育ニーズへの対応は、地域ごと、年齢ごとに違いがあるため、全市一律でないきめ細やかな対策が、これまで以上に必要になっています。

本市では、さらなる受入枠の確保にあたり、以下の2点を中心に取り組んでいます。

○ 既存保育施設の活用

既存保育施設における定員構成の見直しや年度限定保育事業の実施による受入枠の確保のほか、既存保育所の増床・増築・改修等への補助事業等を実施しています。

○ 民間保育施設等の整備（新規整備）

マンション開発など、局所的なニーズへ対応するため、新しく保育施設等を設置していきます。新規整備が必要な地域を「整備が必要な地域」に設定し、内装整備費への補助事業等を実施しております。



○ 既存保育施設の活用による受入枠確保

・ 定員構成の見直し及び定員外受入

1・2歳児は依然としてニーズが高く待機児童・保留児童の大半を占めています。一方、0歳児や3歳児以上は定員割れが生じています。年齢ごとのニーズにあわせた、年齢別の定員変更や定員外受入れの実施にご協力をお願いします。

【定員構成の見直しに対する補助メニュー】

- 0歳児の定員削減 および 3歳児以上の定員割れを1歳児の定員に付け替える定員変更に対する助成<1歳児新規受入れ枠拡大促進事業助成金>
- 1・2歳児の定員増や、小規模保育事業等の「卒園後の進級先」の確保としての3～5歳児の定員増に伴う物品購入や改修にかかる経費の一部への補助<待機児童解消促進事業補助金>

各種取り組みや補助事業等の詳細は、
添付資料をご覧ください。担当部署までお問い合わせください。

○ 既存保育施設の活用による受入枠確保

・ 年度限定保育事業

保育施設の空きスペース等を活用し、1, 2歳児を1年度の期間限定で受け入れます。

※令和3年度から、小規模保育事業も実施対象となりました。また令和4年度からは、
第2子以降の保育料の負担軽減を行っています。

・ 保育園バスの活用

認可保育所及び小規模保育所の利用促進を図ることを目的とした保育園バスの購入費用に対して、一部費用を補助します。<保育園バス購入費等補助事業>

・ 定員拡大

要件を満たす場合、老朽化した設備改修費や定員増等に伴う物品購入費、工事費等へ補助金を交付します。<中規模な改修事業(認可保育所等)>や<既存施設の定員増改修補助事業(認可保育所)>

各種取り組みや補助事業等の詳細は、
添付資料をご覧ください。担当部署までお問い合わせください。

○ 既存保育施設の活用による受入枠確保

・ 中規模な改修事業について(令和4年度からのモデル事業)

市内の認可保育所、幼保連携型認定こども園(以下「保育所等」)において、児童の福祉の向上を図ること及び子供が健やかに育成される環境を確保するとともに、待機児童対策に資することを目的に、老朽化した設備改修費等の費用の一部を補助する事業です。

【補助の概要】

➤ 対象施設(案)

- (ア) 補助対象区に所在する保育所等であること。
- (イ) 認可保育所については、認可保育所として開所後10年以上が経過していること。
- (ウ) 1歳児の受入れ拡大をはかれること。

➤ 対象となる設備等

- (ア) 一定年数(概ね10年)を経過して改修が必要であること。
- (イ) 補助対象者が所有又は管理する設備等であること。
- (ウ) その他関係法令に適合するものであること。

ここでいう設備等とは、次に掲げるような保育所等の運営上、必要な設備等をいいます。

- ア 給排水衛生設備、空調設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等附帯設備等
- イ 外壁、屋上の防水等(自己所有に限る)

2-1-1 中規模な改修事業について

○ 既存保育施設の活用による受入枠確保

- ・ 中規模な改修事業について(令和4年度からのモデル事業)

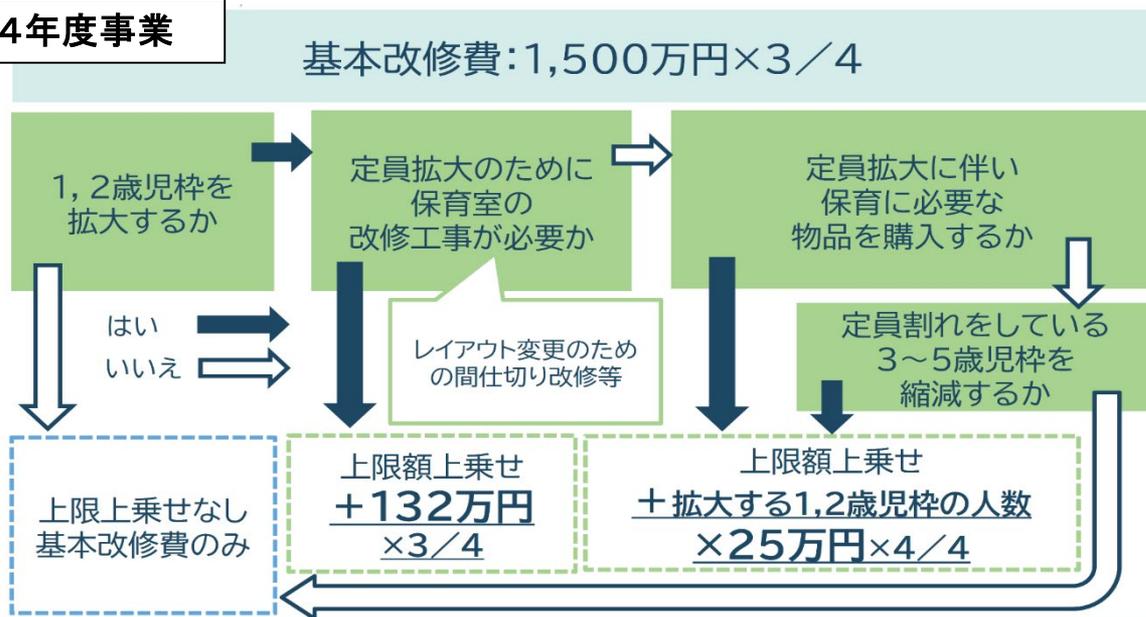
【補助の概要】

➤ 補助金額の枠組み

「補助基準額1,500万円×3/4」と「補助対象経費に係る実支出額×3/4」を比較して低い方を補助金額の上限とします。

さらに、本市との定員構成の協議により定員の拡大を図る場合は、本市基準の上限額を上乗せします。

※令和4年度事業



○ 既存保育施設の活用による受入枠確保

・ 既存施設の定員増改修補助事業について

横浜市民間保育所内装整備費補助金交付要綱に基づき、待機児童対策を目的として認可定員増を行った場合、既存保育所の増床・増築・改修に必要な経費の一部を横浜市が補助します。

【補助の概要】

➤ 対象となる事業

以下のすべてを満たす事業が対象です。

ア： 3人以上の定員外受入れを超える認可定員の増が図れること。

(1歳児を含む定員増が原則)

イ： 総事業費が税込み500万円以上であること。

ウ： 直近で本市からの補助を受けていないこと。

〔直近の補助とは：3年以内に本市からの補助金を受けて保育所の建設工事や内装工事を行った施設は対象外(増築を除く) また、10年以内に本市からの補助金を受けて保育所の建設工事を行った施設で、躯体部分の一部取壊しが発生する改修等を伴う場合は対象外(増築を除く)です。〕

➤ 対象となる内装工事

改修： 既存保育室の手洗い設備の増設ほか内装等を改修する工事

増床： 保育室以外の部屋を保育室として内装等を改修する工事

増築： 既存施設の敷地内に新たに建築物を新設し、内装部分を改修する工事

➤ 対象となる地域

ア： <3～10人程度の定員増の場合>

原則として、整備が必要な地域に該当していること。

または、整備地域に一定のニーズがあること。

イ： <20人以上の定員増の場合> 保育所の整備が必要な地域に該当していること。

2-1-2 既存施設の定員増改修補助事業について



○ 既存保育施設の活用による受入枠確保

・ 既存施設の定員増改修補助事業について

【補助の概要】

➤ 補助内容

整備費	工事費	建築物の改修等(改修、増築)に必要な工事請負費 ※対象外:賃貸借建築物のエレベーター設置費、用地費、植栽、区分所有権購入、保証金、敷金、消耗品等
	工事事務費	工事施工に直接必要な工事監理費(補助対象工事費の2.6%を上限とする。)
	備品費	施設整備に必要な備品購入費(1品5千円以上の備品、実行備品単価(上限32,000円)に増加する定員数を乗じた額) ※大型遊具は補助対象外
	限度額	①改修費等の補助上限額: $6,000\text{万円} \times (\text{増員数}/50\text{人}) \times 3/4$ ②休憩室等を整備する場合の補助金額: $100\text{万円} \times 3/4$ ※下記をすべて満たすこと。 (ア)増加後の定員に応じた休憩室等の面積を満たすこと 例:90人以上 24㎡以上, 50~89人 18㎡以上, 36~49人 14㎡以上, 20~35人 10㎡以上 (イ)改修前後で休憩室等の面積が6㎡以上拡大されていること ※すでに基準面積以上の休憩室等を確保している場合は加算対象外
工事期間中の賃借料補助	対象期間	補助対象事業における既存の建築物の改修等工事の契約締結後、工事着工の日から定員増分の児童受入日の前日まで
	限度額	月額50万円(100万円×1/2) ※期間中1か月未満の月の賃借料については、その月の実日数にて日割計算します。

2-2 民間保育施設等の整備(新規整備)

○ 新規整備による受入枠確保

- ・ 認可保育所

大規模マンション開発が進んでいる地域等では、引き続き、認可保育所の整備が必要となっています。

- ・ 小規模保育事業

保育ニーズの高い1, 2歳児の受入枠拡大のため、主に駅近のエリアでの整備を進めています。

- ・ 認定こども園

本市では現在、幼稚園または認可保育所からの移行支援事業を実施しています。

【令和3年度からの新規事業】

- ・ 既存施設連携型1・2歳児園

既存の保育施設を運営している法人が、1, 2歳児の受入れが可能な保育施設を設置・運営する事業を令和3年度から新たに行っています。詳しくは次ページをご参照ください。



2-3 既存施設連携型1・2歳児園について

1, 2歳児
ニーズ



既存活用



既存施設連携型
1・2歳児園

市内において、**認可保育所**、**認定こども園**（幼保連携型及び幼稚園型認定こども園）又は横浜市私立幼稚園等預かり保育事業を行っている**幼稚園**のいずれかの施設の運営事業者が、自らが運営する保育所等を3歳児以上の受入先として活用し、新たに1, 2歳児の受入が可能な施設（**1・2歳児保育所**）を**駅近くに整備**する場合に補助金を交付する事業です。



◆ **多様な運営形態**を選択できます。

1・2歳児園の運営形態は、**認可乳児保育所**、**認可保育所の分園**又は**小規模保育事業**(A型又はB型)のいずれかを選択し、整備いただきます。

◆ **受け入れ先の既存施設への補助**

1・2歳児園の卒園児の進級先となる**既存施設**について、受入枠拡大に伴い、**補助金(改修費)の交付**を受けられる場合があります。※

※内装整備補助事業や待機児童解消促進事業補助金の交付要件を満たすことが必要です。